

地区社協・サロンに

福祉車両を貸し出します！！

市社会福祉協議会が所有する福祉車両を、海津市内に在住する65歳以上の高齢者・障がい者等の外出支援を実施する地区社会福祉協議会・サロンに貸し出します。ただし、地区社会福祉協議会やサロンが主催する事業等に限ります。

（車 種）日産 キャラバン

（乗車定員）10名（運転手、車いす2台を含む）

（貸出・返却手続き）月曜日から金曜日午前9時から午後5時まで

国民の祝日、年末年始、車両整備日、天候不良時等は中止します

（利用の流れ）①利用予定の6か月前から5日前までに事業利用申請書を市社協に提出

②貸出日数は原則5日以内（必ず適切な場所に駐車場を確保してください）

③事業利用決定・却下通知書を受け取る

④利用日に市社協本部で点呼（事業利用決定・却下通知書と運転手の自動車運転免許証の確認等）と誓約書の提出、運行経路、車両の状態確認

⑤使用後、市社協職員と運転手で車両の状態、走行距離の確認

（料 金）走行距離×20円（燃料費として）

有料駐車場、有料道路は利用者負担

（その他）1.運転手は利用する団体で確保してください

2.道路交通法の規則を遵守し、安全運転を心がけてください

3.車両の故障や事故等が発生した場合は、必要に応じ、警察や救急、市社協に速やかに連絡をしてください

4.事故等による補償は加入している自動車保険の範囲、活動等に関しては地区社協で加入する保険の範囲となります



お問合せ

海津市社会福祉協議会

電話 55-2300